

第2章

庄原市斎場整備計画

・新庄原市斎場の基本理念

利用者が安心して火葬を行うことのできる火葬炉機能を持ち、待合室や式場を併設することでニーズに対応した心穏やかに過ごせる新庄原市斎場を建設する。

・新庄原市斎場整備の基本的な考え方

前章の「庄原市斎場再編計画」において、現在の老朽化している庄原市斎場を早期に建替え、利用者のニーズに応じた施設を整備することとしている。施設機能等についての基本的な考え方は次のとおりである。

遺体を火葬するための火葬棟、会葬者が収骨までの間を過ごし食事等を行える待合棟を整備する。

②家族葬に対応できる式場を整備する。

③建設場所は主要道路が整備されているアクセスの良い場所とする。

また、その他、施設の性格や役割を踏まえ、明るく清々しい施設づくりを目指す必要があり、かつ周辺環境との調和、環境保全対策に十分配慮しなければならない。

なお、新斎場の建設場所については、現地での建替えや新たな候補地の可能性を探りながら場所を検討していくが、最終的には周辺住民の同意を得ながら慎重に決定していくこととなる。

・新庄原市斎場の概要

(1)施設の内容

①火葬棟

火葬棟は、遺体を火葬するための火葬炉を設置している建物である。

火葬棟の持つべき機能としては、遺体とのお別れを行う場所である告別室の設置のほか、炉前ホール、火葬炉、収骨室、中央監視室及び機械室等を設置する必要がある。

なお、近年の火葬炉設備は、火葬機能の能率向上と会葬者に与える印象に配慮して、火葬炉の前に冷却前室の設置を行っている施設が多くなっており、本計画の火葬炉設備も冷却前室の設置を行う計画とする。

②待合棟

待合棟は、遺体を火葬し収骨を行うまでの間に会葬者が待つための施設である。

待合棟の持つべき機能としては、会葬者の誰もが利用できる待合ロビー、ホール、また、遠距離となる地域の方々にサービスの充実を図るため、会葬者一組ごとに収骨までの間休憩や食事ができ、プライバシーの守れる個室待合室の設置、さらには湯沸室、洗面所、その他サービス施設（電話・自動販売機）等の設置が必要である。

併せて、家族葬に対応できる程度の式場スペースを確保する。

③敷地の構成と必要面積の考え方

斎場の敷地は、施設の機能を十分に展開できる規模と構成を基にその目的に合致させるとともに、将来の変化に対応できる配慮が必要である。建物用地、構内道路、駐車場、庭園、構内及び周辺との調和を保つための緩衝緑地等からなる。

敷地構成の設計に当たっては、全体の景観に特に留意し、周辺からの風景、進入口、構内での進入に伴う景観の変化等に留意することが望ましい。

(2)各棟の内容

①火葬棟

ア.玄関ホール（エントランスホール）

玄関ホール（エントランスホール）は、会葬者が火葬場施設のうちで最初に接する場所として斎場のイメージを大きく左右するものであり、明るく厳かな施設となるようイメージづくりが大切である。また、火葬が集中した場合には混雑も予想され、最大の利用時においても圧迫感を感じさせない空間を確保する必要がある。

イ. 炉前ホール・告別室

炉前ホールは、火葬炉に柩を収める作業を行う場所で、柩台車及び収骨台車を炉前に運搬、移送するため、これらの作業がスムーズに行える空間が必要である。

また、荷重に耐える床の設備や最後の別れを行う格調高い空間とする配慮も必要となる。

告別室は、柩を安置し、最後の別れを行う場所であり、最後の別れにふさわしい空間となるよう、会葬者がゆとりをもって集まることのできるスペースが必要である。設計に関しては、華美となったり、特定の宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮する。

また、焼香を行うことがあるため、床は防火対策の整った材質や換気対策にも留意する。

ウ. 収骨室

収骨は、日本の葬送行為の特質であり、遺族との最後の対面場所となるため、それにふさわしい空間や雰囲気を持つ設備が必要である。

エ. 火葬作業室・職員休憩室

火葬作業室は、作業環境を良好に保つよう配慮し、職員の作業動線が必要以上に複雑にならないようにする。

火葬作業は、高い温度と騒音の中で長時間行われる作業であるため、職員の健康管理に十分配慮した設備とし、余裕のあるスペース、作業室に隣接して洗面所、休憩室、更衣室を設置する。

空調換気にも十分配慮し、燃焼及び冷却に必要な空気量を確保することが必要である。

オ. 中央監視制御室・事務室

火葬炉の技術進歩と公害防止設備の設置等に伴う機械設備の複雑化により、計器確認、安全性の確認等、火葬炉の監視及び操作が一ヶ所で行える集中制御システムが、作業効率の点から望ましい。

中央制御室は、職員の動線を考え、作業室内の一部に設置し、火葬炉設備が一望できる位置に設置する。併せて、動線上最も会葬者の状況が判断でき、事務整理・情報統括する事務室としての機能も兼ねる。

カ. 風除室・ポーチ

利用者に快適に利用してもらうため、主要な出入口となる場所に風除機能を持ったスペースを確保する。

なお、ポーチは、降雨・降雪時等に会葬者及び柩が濡れないためのスペースを確保することが必要であるが、建物全体との調和も考慮しなければならない。

キ. 倉庫・台車置場等

柩台車、収骨台車を格納するとともに、葬送行為に必要な各種道具を保管するため、火葬棟を中心に余裕のある空間スペースをもった倉庫を設置する必要がある。

②待合棟

ア. 待合ホール

待合ホールは、多くの会葬者が出入りすることが予想され、各室への出入りも誰もが利用しやすくわかりやすい空間の確保が必要となる。

また、会葬者の人数等状況に応じて柔軟に対応できる設備となるよう工夫する。

イ. 待合個室

遺族は、悲しく辛い状況におかれていることやプライバシーを確保する面から、個室の待合室を設置する。また、休憩や食事などを自由に行える場所としても提供し、利用者が各々のニーズに応じて利用可能とする。

本施設では、一日の最大火葬件数4件に対応できる4室（2部屋×間仕切り）とする。また、会葬者の中には体調の優れない方等がおられる事態に配慮し、横になれる場所を確保する。

ウ. 湯沸室

待合棟での会葬者のサービスとして、湯茶の接待等が必要と考えられることから、湯沸室を待合室内に設置する。

エ. 洗面所・多目的ルーム

手洗い及び便所は、会葬者の在館時間を考慮すると、必須の施設である。

なお、身体障害者や高齢者・乳幼児等の利用を考慮し、多目的に利用できるスペースを確保する。

オ. 式場

式場は、遺体とのお別れを行う儀式の場所であるため、それに相応した建築空間の設計がなされなければならない。

本斎場では、家族葬に対応できる程度のスペースを確保する。

(3)建築物の設備

①照明

遺族や会葬者に安らぎと癒しを与えるため、自然採光等を取り入れ、明るく荘厳な雰囲気となる照明設備とする。

収骨室、告別室、炉前ホール等にもできる限り自然光を取り入れる必要がある。待合室は、外の庭園等が展望できるよう周囲をガラス張りとする設計が望ましい。

各室で使用する照明は、耐用年数が長く節電となるLED電球を使用する。

②冷暖房

各室ごとに調整のできる冷暖房設備を整備する。

③換気

斎場は、換気が重要であり、焼香の行われる告別室、収骨室及び炉前ホール、作業室、式場等には、特に効率的な換気が必要である。

④放送設備及び電話

会葬者への案内、収骨の呼び出しなどに利用するため、全館及び各室ごとに切り替え可能な放送設備を設置する必要がある。

⑤身体障害者及び高齢者の利用に配慮した設備

斎場では、身体障害者及び高齢者の利用が考えられるため、施設を利用する誰もが利用しやすいバリアフリーの施設となるよう配慮する必要がある。

⑥装飾

斎場は、故人と遺族が最後の別れの場として利用する施設であるため、荘厳な中にも遺族に安らぎと癒しを与える雰囲気づくりが必要であり、装飾の配慮も必要となる。

⑦自動扉

主要な出入口に自動扉を設置することが望まれる。特に、遺体を柩台車に乗せて移動する出入口には、自動扉の設置は欠かせない。

(4)その他の設備

①駐車場

近年、マイクロバス等の借り上げによる会葬者が増加傾向にあるため、中型車の駐車スペースを含め、一定程度の余裕率をもって、十分な面積を確保することとする。

②案内看板

会葬者がスムーズに斎場に移動できるよう、各地に斎場への案内看板等を設置する。

・建築物の規模と必要敷地面積

建築物の構造及び建物内容を踏まえ、本計画における斎場敷地の必要面積について試算する。

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会発行「火葬場の建設・維持管理マニュアル」で示されている必要面積と、最近に建設された火葬場における面積空間を参考にして、本計画の火葬場で必要とする建築物の各室の必要面積と、駐車場、庭園緑地、緩衝緑地などについて試算を行う。

なお、本計画の建築面積は、火葬棟と待合棟を設置する予定であることから、それぞれについて規模を試算する。

(1)建築物面積

本計画で建設する建設施設の必要面積については、表 12、表 13 により試算したところ、延べ床面積で **1,048 m²**が必要となる。

火葬棟面積（表 12）	678 m²
待合棟面積（表 13）	453 m²
合計延べ床面積	1,131 m² （2 階部分の面積約 140 m² を含む）

この他、降雨、降雪等のときに会葬者が建物内に入出するためのポーチ及び車寄せが必要である。建築物のデザインにより違いができるので、一概に決めることは困難であるが、空間はできるかぎり広くとることが望まれ、本計画においては約 **300 m²**を確保することとする。

したがって、建築面積は $(1,131 \text{ m}^2 - 140 \text{ m}^2) + 300 \text{ m}^2 = 1,291 \text{ m}^2$ となる。

以上のことから、必要建築物面積は約 **1,291 m²**となる。

(2)駐車場面積

火葬件数予測及び集中状況予測から、他自治体の例を参考に次のように設定する。

①火葬会葬者用

- ア. 会葬者数 : 全国平均的な **40** 人程度とする。
- イ. マイクロバス : **1** 台 (**25** 人乗り)
- ウ. 普通乗用車 : **10** 台 (1 台に **1** ~ **2** 人程度乗車とする。)

したがって、以上のような条件から会葬者駐車場は、火葬 1 件につき、マイクロバスで 1 台分、普通乗用車で約 **10** 台の駐車スペースを確保する必要がある。

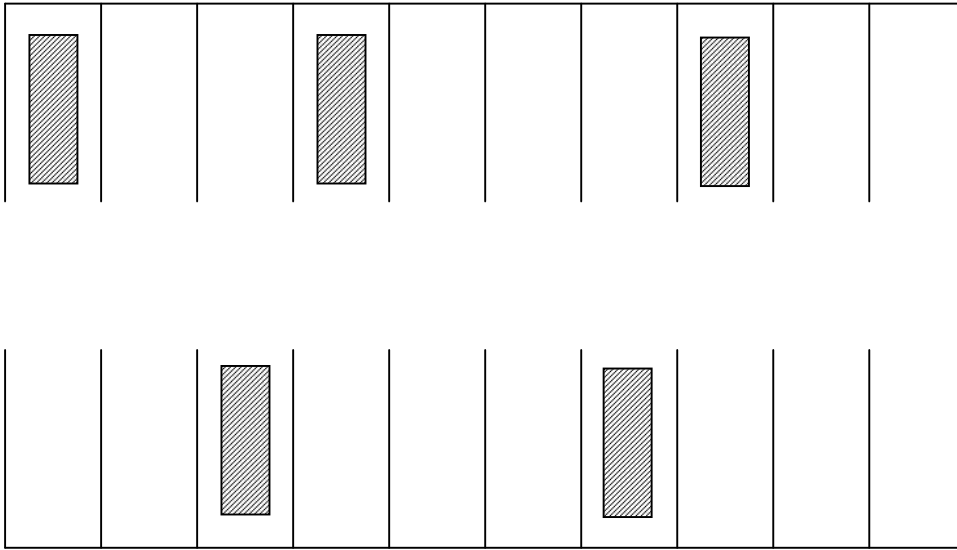
- ②同時時間帯に **2** 件の火葬が重なる場合を想定して設定する。
- ③会葬者人数が多い場合を想定して、**1.5** 倍程度の余裕率をもって計画する。
- ④施設従業員、身体障害者、業者用等乗用車のスペースを **7** 台分確保する。

図 1 に示す直角駐車方式をとると、マイクロバス 1 台当たり **64 m²**、普通乗用車 1 台当たり **22 m²**、業務等乗用車 1 台当たり **30 m²**の駐車スペースが必要となる。

マイクロバス	: (1 台×2 件×1.5 倍) × 64 m² = 192 m²
普通乗用車	: (10 台×2 件×1.5 倍) × 22 m² = 660 m²
業務用等乗用車（職員、身障者、業者等）	: 7 台× 30 m² = 210 m²
合計駐車場面積	1,062 m²

以上の結果から、必要駐車場面積は **1,062 m²**となる。

図1 直角駐車方法と駐車面積



(3)庭園緑地面積

特に定まった基準はないが、利用者の憩いの場として庭園緑地帯を整備する。

(4)緩衝緑地面積

特に定まった基準はないが、周辺地域に配慮した緩衝緑地帯を整備する。

(5)構内通路・進入道路等面積

車両等の通行のために必要なスペースであり、特に定まった基準はないが、一般的に駐車場スペースと同程度以上の面積が必要とされている。

以上のことから、必要構内通路は **1,062 m²**とする。

(6)必要敷地面積

本計画で必要とする敷地面積は、前記の(1)～(5)までに試算したとおりであり、緩衝緑地帯を除いた面積で合計すると、次のように約 **3,415 m²**が必要となる。

建築物面積（建築面積）	1,291 m ²
駐車場面積	1,062 m ²
構内通路・進入道路等面積	1,062 m ²
合計面積	3,415 m ²

表12 火葬棟の必要面積試算

区分	室数	面積(m ²)	面積試算の設定条件等
炉前ホール・告別室(告別ホール)	2	149	火葬炉1基の炉内台車スペースを2.5m ² とし、平均的に40人程度と予測する会葬者全員が遺体の火葬を見送ることのできる空間を確保する。本計画における必要火葬炉数は、当面は2基 + 1基(予備)で対応が可能と考えられる。また、プライベートな空間を確保する目的から2室設置するとして、次のように算定する。 $\{2.5\text{m}^2 + (1.8\text{m}^2/\text{人} \times 40\text{人})\} \times 2\text{室} = 149\text{m}^2$
収骨室	2	113	30人程度の会葬者が収骨すると想定し、また火葬・告別の時間が重なっても良いように2室設置し、次のように算定する。 $\{2.5\text{m}^2 + (1.8\text{m}^2/\text{人} \times 30\text{人})\} \times 2\text{室} = 113\text{m}^2$
火葬作業室	1	68	火葬炉2基 + 1基(予備)分の空間と冷却前室3基の設置できるスペースを確保し、さらに炉の運転管理とメンテナンスが容易に行うことのできる広さを確保し、次のように算定する。 炉及び冷却室前 (3基分 × 2.5m) × 6m = 45m ² 作業室 (3基分 × 2.5m) × 3m = 22.5m ² 合計面積 = 67.5m ²
中央監視制御室	1	20	動力制御室、中央監視装置及び作業員の机等の設置に必要な面積を、次のように算定する。 4m × 5m = 20m ²
事務室	1	12	受付や案内など窓口業務、日常の事務を行う部屋としての必要面積を、次のように算定する。 3m × 4m = 12m ²
機械室等(残灰処理室、電気室、機械室)	1	140	必要な面積を次のように算定する。 残灰処理室 3m × 4m = 12m ² 2階電気室(非常用発電機含む) 4m × 5m = 20m ² 2階空調機械室 4.5m × 9m = 40.5m ² 2階機械室 4.5m × 15m = 67.5m ² 合計面積 = 140m ²
職員休憩室・更衣室	1	12	職員の休憩室(和室)、更衣室トイレの設置に必要な面積を、次のように算定する。 3m × 4m = 12m ²
玄関ホール(エントランスホール)	1	72	火葬場のイメージを大きく左右することを考慮して、必要な空間スペースを算定する。 1.8m ² /人 × 40人 = 72m ²
風除室	1	12	棺の運搬と会葬者の行き来するスペースを主要出入口に確保する。 3m × 4m = 12m ²
倉庫・台車置場等	1	30	メンテナンス用具保管倉庫及び柩運搬車、収骨台車等の倉庫として、次のように算定する。 5m × 6m = 30m ²
その他		50	通路等の空間スペースを算定する。
延べ床面積合計		678	

表13 待合棟の必要面積試算

区分	室数	面積(m ²)	面積試算の設定条件等
待合ホール (ロビー)	1	72	会葬者は、全員が火葬開始から収骨まで施設内に残留するものと想定し、次のように算定する。 $1.8\text{m}^2/\text{人} \times 40\text{人} = 72\text{m}^2$
待合個室	2	164	遺族のなかには、特に悲しみが深く他人と顔を合わせたくない場合もあることが考えられ、またプライバシーの面からも、個室を設置することが望まれる。 本施設では火葬が2件重なることを予測し、2室を設置する。ただし、一日の最大火葬件数4件に対応できるよう2室を間仕切り、プライベートな空間を4室分確保できるようにする。更に横になって休むことのできるスペースを余分に確保し、次のように算定する。 $(34\text{m}^2 + 7\text{m}^2) \times 2\text{室} \times 2 = 164\text{m}^2$
湯沸室	2	20	湯沸室や食器戸棚を置くスペースを、待合室ごとに設置するための必要面積として、次のように算定する。 $(2.5\text{m} \times 4\text{m}) \times 2\text{室} = 20\text{m}^2$
便所・手洗い	1	36	身体障害者用を含めた便所と手洗いとしての必要な面積を、次のように算定する。 $(6\text{m} \times 6\text{m}) \times 1\text{室} = 36\text{m}^2$
多目的ルーム	2	40	高齢者や乳幼児等が利用することを踏まえて、休憩や授乳などを使うことのできるスペースを確保する。また、葬儀業者及び清掃業者等の控室、来客対応等に使用する会議室など、多目的な用途としても使用可能とする。こうした多目的ルームを2室設置する必要面積を、次のように算定する。 $4\text{m} \times 5\text{m} \times 2\text{室} = 40\text{m}^2$
式場	1	96	遺族や親戚による小規模な葬儀(20～40名程度)として使うことのできるスペースを確保する。会葬者全員が見送ることのできる空間とし、祭壇の設置、準備室等ゆとりを持って次のように算定する。 $8\text{m} \times 12\text{m} \times 1\text{室} = 96\text{m}^2$
その他		25	通路等の空間スペースを算定する。
延べ床面積合計		453	

施設イメージ図（案）

火葬棟(鉄筋コンクリート一部2階建て)

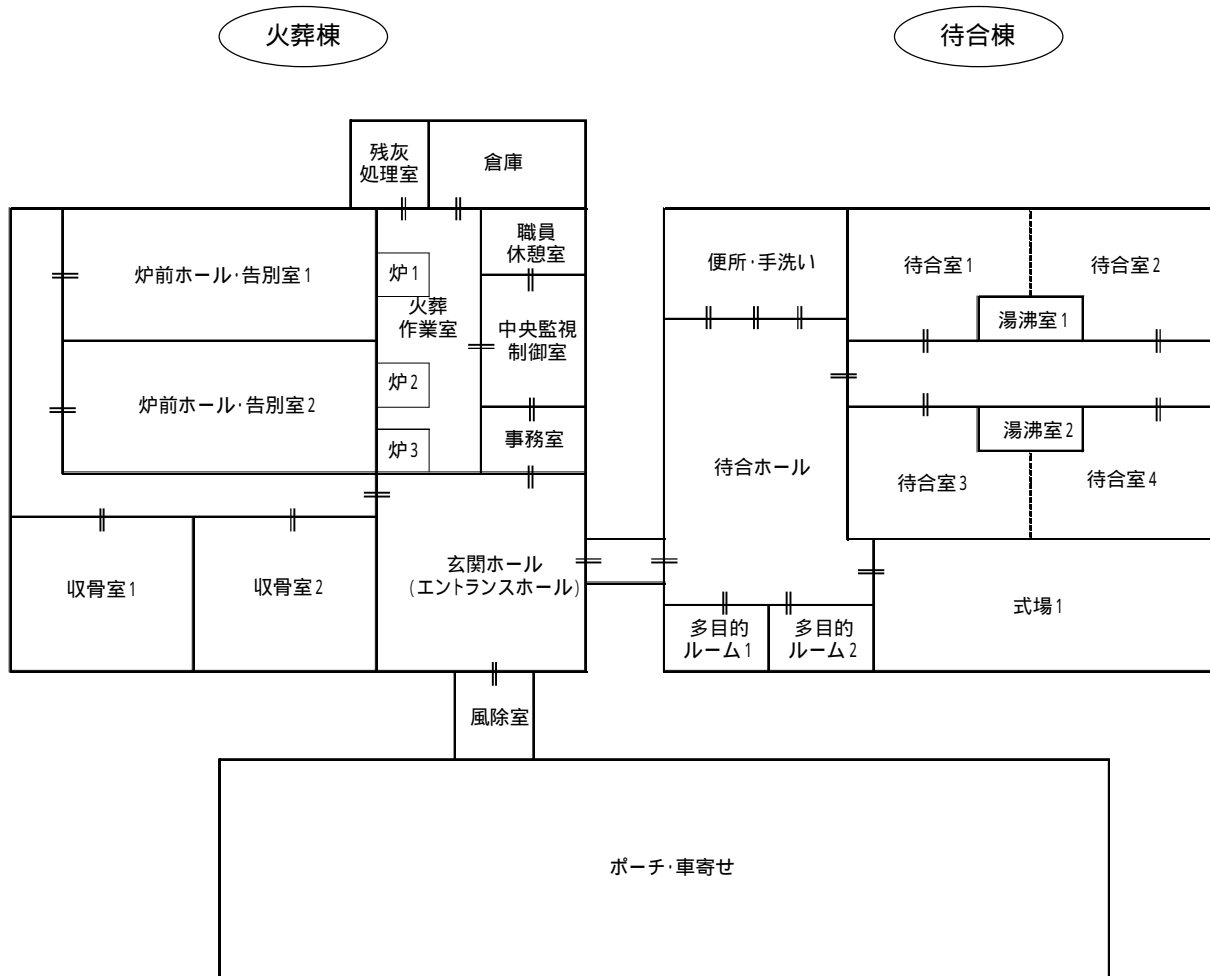
1階 538m²

2階 140m²

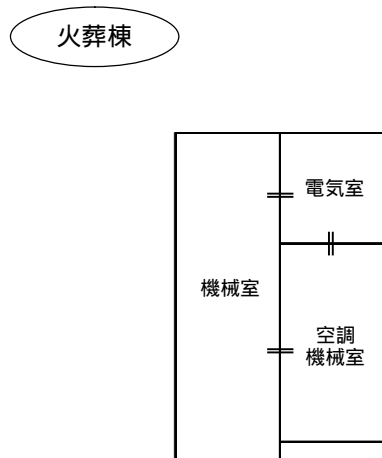
待合棟(木造)

1階 453m²

1階



2階



建設候補地

建設地の選定にあたっては、今後の庄原市の斎場再編に伴う各地域からの交通アクセス等を考慮し、いくつか候補地を挙げながら検討していく（表14）。ただし、最終的には周辺住民の同意を得ながら、慎重に決定していく必要がある。

表14 新庄原市斎場の建設候補地と概算工事費

種別		現地建替			新候補地					
		候補地1 現庄原市斎場 (隣接する県有地を購入し拡張)			候補地2 民有地			候補地3 市有地		
		数量	単価(千円)	金額(千円)	数量	単価(千円)	金額(千円)	数量	単価(千円)	金額(千円)
用地買収費	小計	3,000㎡	10	30,000	5,000㎡	8	40,000	500㎡	8	4,000
造成工事費	敷地造成	7,000㎡	15	105,000	7,000㎡	15	105,000	7,000㎡	15	105,000
	給排水設備			30,000			30,000			30,000
	小計			135,000			135,000			135,000
建築工事費	建築本体(火葬棟)	678㎡	600	406,800	678㎡	600	406,800	678㎡	600	406,800
	建築本体(待合棟)	357㎡	300	107,100	357㎡	300	107,100	357㎡	300	107,100
	火葬炉(予備含む)	3	45,000	135,000	3	45,000	135,000	3	45,000	135,000
	小計			648,900			648,900			648,900
外構工事	駐車場工事	1,062㎡	10	10,620	1,062㎡	10	10,620	1,062㎡	10	10,620
	構内道路工事	1,062㎡	20	21,240	1,062㎡	20	21,240	1,062㎡	20	21,240
	進入路工事	219m	200	43,780	300m	300	90,000	35m	300	10,500
	付帯施設工事	500㎡	15	7,500	500㎡	15	7,500	500㎡	15	7,500
	電気設備工事			4,000			4,000			4,000
	植栽工事	200㎡	8	1,600	200㎡	8	1,600	200㎡	8	1,600
	小計			88,740			134,960			55,460
設計管理委託料	小計		工事費の6%	52,400		工事費の6%	55,200		工事費の6%	50,400
調査	環境調査			4,000			4,000			4,000
	地質調査			3,000			3,000			3,000
	小計			7,000			7,000			7,000
用地・地形測量	小計			8,000			8,000			8,000
既存施設解体	小計			44,000			44,000			44,000
概算経費	式場なし (上記計算による)	合計額		1,014,040	合計額		1,073,060	合計額		952,760
		(起債)		904,900	(起債)		960,400	(起債)		847,000
		(一財)		109,140	(一財)		112,660	(一財)		105,760
	小規模な式場を 整備した場合(1)	合計額		1,042,840	合計額		1,101,860	合計額		981,560
		(起債)		932,200	(起債)		987,800	(起債)		874,400
		(一財)		110,640	(一財)		114,060	(一財)		107,160
	大規模な式場を 整備した場合(2)	合計額		1,285,860	合計額		1,279,880	合計額		1,159,580
		(起債)		1,160,900	(起債)		1,241,100	(起債)		1,127,800
		(一財)		124,960	(一財)		38,780	(一財)		31,780
メリット		<ul style="list-style-type: none"> ・地元の合意が得られれば、市民の認知度が高く、現土地を有効活用できる。 ・道路網が整備されており、交通アクセスが良い。 ・周囲に住宅が少なく、山林に囲まれている静寂な環境。 ・隣接する県有地は、取得可能。 			<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市の中心部に近い場所を確保できれば、各地からの移動距離が短くなる。 			<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市の中心部に近い場所を確保できれば、各地からの移動距離が短くなる。 ・市有地であるため、用地買収に係る経費がほとんどかからない。 		
デメリット		<ul style="list-style-type: none"> ・場所が市内の端に位置するため、市内各地域からの移動に時間がかかる場合が多い。 ・進入路が狭く、拡張の必要がある。 ・既存施設を利用しながら建替えを行うため、工事期間中は騒音や移動面で利用者に迷惑をかけることとなる。 			<ul style="list-style-type: none"> ・他の候補地と比べて建設に係る経費が高くなりやすい。 ・用地取得と周辺住民への説明と合意形成に時間を要し、建設時期が遅れる可能性がある。 ・進入路を整備する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった面積を持つ市有地に限られている。 ・用地取得と周辺住民への説明と合意形成に時間を要し、建設時期が遅れる可能性がある。 		
都市計画		都市計画区域内(3)			都市計画区域内であれば対応が必要(3)			都市計画区域外		

1 式場の規模を20～40人相当(8m×12m)として1室整備した場合の試算。

2 式場の規模を150人相当(17.4m×10m)として1室整備し、相応の駐車場を確保した場合の試算。

3 都市計画で位置を決定するか、市町村都市計画審議会を経て許可を得る必要がある。

